

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年10月10日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	大分県
3. 市区町村名	杵築市
4. 届出番号	16
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.kitsuki.lg.jp/soshiki/1/soumu/mynumber/734.html

執行機関名 杵築市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	杵築市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(平成24年9月27日条例第27号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		杵築市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年杵築市条例第37号)別表第1の3の項 杵築市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(平成24年杵築市条例第27号)によるひとり親家庭等医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第1条	杵築市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、 <u>母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。</u>	第1条 この条例は、 <u>ひとり親家庭等</u> に対して医療費の一部を助成することにより、その健康の保持及び <u>生活の安定</u> に寄与し、もってひとり親家庭等の <u>福祉の増進</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		杵築市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(平成24年杵築市条例第27号) 杵築市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則(平成24年杵築市規則第32号)